芸団協

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

2016 年度年次報告

Annual Report 2016

Japan Council of Performers Rights &
Performing Arts Organizations

芸能が
豊かな社会をつくる

Performing Arts to Enrich the Society

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）とは

芸団協は、俳優・歌手・演奏家・舞踊家・演芸家・演出家・舞台監督などのあらゆる実演芸術分野の実演家団体・スタッフ・制作者等の団体を正会員とする社団法人で、1965年に設立され、2012年に公益認定を受けました。
実演に係る著作隣接権者の権利の擁護と、公正円滑な利用の実現のための実演家著作隣接権センター事業を中心に、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実を図るための実演芸術振興事業を一体化して行うことにより、心豊かな社会をつくり、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的としています。

About Geidankyo

Geidankyo, the Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations, founded in 1965 with member organizations representing actors, singers, musicians, dancers, entertainers, producers, stage directors, staff and creators involved in the performing arts, was officially certified as a public interest incorporated association in 2012.
Geidankyo's main activity is aim of the promotion on performers' neighbouring rights through its Center for Performers' Rights Administration (CPRA) to ensure fair exploitation of performances, and the promotion on opportunities for creation and enjoyment in the performing arts, with the goals of contributing to the development of culture and the arts in Japan.

目 次 Contents

01 **ご挨拶** Chairman's Message

02 **実演家著作隣接権センター事業** Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

07 **実演芸術振興事業** Promotion of Performing Arts and Culture

10 **調査研究・政策提言** Research and Advocacy

11 **組織・運営** Organization and Management

GEIDANKYO

［芸団協のシンボルマークについて］
1995年に芸団協30周年記念事業のひとつとして、彫刻家・佐藤忠良氏に依頼し制作されたものです。

ご挨拶 Chairman's Message

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長・能楽師（人間国宝）

野村 萬 Nomura Man

Chairman, Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations
Noh Actor (Living National Treasure)

撮影：海田 悠

我が国の芸能は古より、時代の変遷の中にあっても、人々の生活と共に歩み、社会において常に変わらぬ役割を担って参りました。その芸能を担う68の団体が芸団協を構成し、公益社団法人としての活動を50有余年継続してきました。事業の大きな柱である著作隣接権管理事業は、権利者4団体による運営体制のもと、実演家著作隣接権センター（CPRA）を軸に業務を行うと共に、いま一つの柱である実演芸術振興事業は、芸能花伝舎を拠点として、芸能の魅力を広く社会に伝える様々な事業を実施しております。
我が国の文化政策において、平成13年の文化芸術振興基本法成立は、「文化芸術立国」を目指す上で重要な転機であり、その後の「劇場法」の施行は、実演芸術を振興する具体的な施策として評価すべき出来事でありました。しかしながら、我が国の文化予算は、先進諸外国に比べ十分な水準に達しているとは言い難い状況であります。真の「文化芸術立国」を実現するためには、文化予算の増額はもとより、文化施策を総合的に企画立案、実施し、国内外に向けて発信する新たな省庁が必要であるとの提言を、様々な分野の文化芸術関連団体と共にまとめ、昨年度、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、「文化省創設」を実現するためのキャンペーンを開始致しました。
五輪開催までの期間は、実演芸術の魅力、価値、そして社会における役割を十二分に発揮し、社会に伝える好機であり、文化プログラム関連事業が一過性に終わることのないよう、社会的基盤づくりにつなげていかなければなりません。「文化省創設」は、このことを確実なものとするための大きな一歩であります。文化芸術振興基本法の改正が、文化芸術振興議員連盟において、検討され、実演芸術の振興策に留まらない、幅広い役割を担う法律に生まれ変わろうとしています。この流れを確りと踏まえ、今期も引き続き、様々な活動を展開して参りたいと考えております。
著作権をめぐる諸課題も山積しております。実演の利用の多様化と拡大が、ますます進んでおりますが、どのような時代であっても、実演家の権利が確立してこそ、創造のサイクルが揺るぎのないものとして位置づきます。揺るぎのない確固たる土壌があってこそ、実演芸術の種が蒔かれ、強靭な根を張り、大輪の花を咲かせることができるのです。「咲き誇る花、深く強き根」こそが芸団協が希求する姿であり、常に変わらず、このような組織観を以て、「芸能が豊かな社会をつくる」という組織理念の達成に力を尽くすことが、我が国の文化芸術の発展に寄与するものと信じております。会員団体ならびに権利者4団体との緊密な連携のもと、使命実現に向けて、役員、事務局一体となって取り組んで参る所存でございます。

Japan's performing arts have, throughout our long history, played an unchanging role in society as an essential part of people's lives. Today sixty-eight organizations carrying on those arts constitute the Japan Council of Performers' Rights & Performing Arts Organizations, known in Japanese as Geidankyo, which has continued its activities as a public interest incorporated association for over fifty years. One of the pillars of our activities is the collective management performers' intellectual property rights. It is carried out with the Center For Performers' Rights Administration (CPRA) with the cooperation of four other performers' rights organizations. Promoting the performing arts is our other key activity, which is based in the Geino-Kadensha. We carry out a broad range of programs to bring the performing arts to a wider reach of society.

In terms of cultural policy in Japan, the enactment, in 2001, of the Basic Act for the Promotion of Culture and the Arts was a significant turning point in establishing Japan as a nation supportive of the arts. A subsequent step, the implementation of what is informally known as the "Theater Law," is a further achievement, a practical measure to encourage the performing arts. Nonetheless, Japan's budget for cultural affairs remains insufficient in comparison with other advanced industrialized nations. Thus, to bring about a true nation of culture and arts, we, working with a variety of other culture and arts-related bodies, drew up a proposal laying out the necessity not only for increasing the budget for cultural affairs but also for establishing a new government ministry that would comprehensively plan and implement culture-related policies and handle promotion in Japan and abroad. We have begun a campaign to achieve the founding of that new Culture Ministry by 2020, the year of the Tokyo Olympics and Paralympics.

To achieve that goal in the time remaining until the Olympics, we will spotlight the performing arts' value and role in society. For cultural programs to be sustainable, we must establish a solid social foundation for them. The founding of Culture Ministry will be a significant step towards achieving that goal. At present, the All-party Parliamentary Group for Promotion of Culture and Arts is considering revising the Basic Act for the Promotion of Culture and the Arts. The goal is its rebirth as a law with a more robust role, extending beyond measures to promote the performing arts. We will continue to develop a variety of new activities grounded in those positive developments.

Issues concerning copyright are also piling up. The diversification and expansion of the use of performances continue to advance. Throughout the ages, however, performers' rights have been regarded as the foundation of the creative cycle. Because they have solid, unshakeable, ground to work on, the performing arts' seeds will be able to sprout, putting down strong roots and producing an abundance of beautiful flowers. As we know, it takes deep, strong roots for flowers to blossom in their full glory; that epitomizes what Geidankyo hopes to achieve. With that unchanging view of our organization, doing our all to implement our philosophy of "the arts enrich society" will, we believe, contribute to the development of culture and the arts in Japan. Cooperating with member groups and the four rights-holders' bodies, our officers and secretariat are working as one to carry out our mission.

実演家著作隣接権センター（CPRA）事業

Center for Performers' Rights Administration（CPRA）

権利者による公正円滑な運営体制

CPRAは1993年、実演家に係る著作隣接権の権利処理業務を行う独立的な専門機関として、国内の権利者が集って発足しました。CPRAの権利処理業務は専門性が非常に高く、また近年においては業務量も膨大かつ多岐にわたるため、権利者及び利用者の視点に立った効率的な運営が求められています。そのため、2012年の公益社団法人への移行に際してはCPRA業務を芸団協の核心的業務と位置付け、実演家の著作隣接権を管理し、または擁護することを主たる業務とする団体等で構成される「実演家著作隣接権センター委員会（運営委員会）」（定款第40条第2項）、並びに、それらの団体の代表者による「権利者団体会議」（同40条第3項）を設置して権利者による公正円滑な運営体制を整えるとともに、業務や権利の種類に応じた各諮問委員会を設けて、政策協議と実務の遂行に精力的に取り組んでいます。

Center for Performers' Rights Administration（CPRA）

CPRA was founded in 1993 to manage performers' neighboring rights collectively. In 2012, management and protection of performers' neighboring rights became the core of Geidankyo's operations. The CPRA Executive Committee and Rights Holder Members Committee were formed for organizing the operating structure in a fair and facilitated manner and CPRA became proactively involved in implementation of professional practice.
As designated by the Commissioner for Cultural Affairs, CPRA collects on behalf of performers the fees for secondary use and remuneration for rental of commercial phonograms. Also, CPRA, as a collective management organization registered with the Commissioner for Cultural Affairs, is engaged in authorizing the exploitation of performances, such as the secondary use of broadcasting programs, collecting and distributing those payments, and receiving and distributing the performers' share of compensation for private recordings.

CPRAの権利処理業務

著作権法上、音楽CDなど商業用レコードに収録されている歌唱や演奏、映像作品の演技などについて、実演家は著作隣接権を有します。しかし、実演家や権利者が自らその実演の利用実態を把握し、あるいは利用者が利用したい実演の権利者を探し出すには大変な労力がかかります。CPRAは実演家、権利者に代わって著作隣接権を集中管理することで、権利を保護するとともに、利用の円滑化に貢献しています。
CPRAは、商業用レコードを放送や有線放送で使用する際に放送局等が支払わなくてはならない商業用レコード二次使用料と、商業用レコードを貸与する際にCDレンタル事業者が実演家に支払わなくてはならない貸レコード報酬を実演家等に代わって受け取る団体として文化庁長官に指定されています。また、放送番組に使用された商業用レコードに録音されている実演の送信可能化等について、著作権等管理事業者として、集中管理を行っています。さらに、一般社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）が徴収した私的録音補償金のうち、実演家分を受領し、分配しています。

《権利処理業務の流れ》

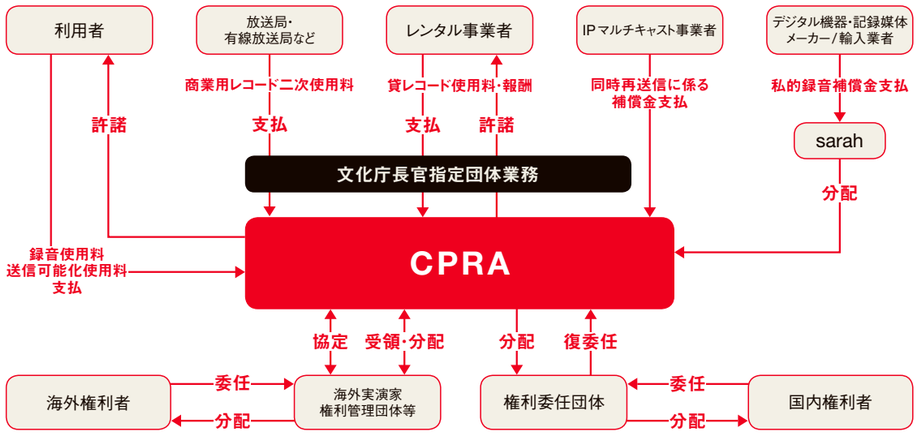

徴収業務

CPRAでは、地上放送、有線音楽放送、有線放送、衛星放送及びコミュニティFM放送などを行う1,000を超える放送局から商業用レコード二次使用料、及びCDレンタル事業者から貸レコード使用料等を徴収しています。また、商業用レコードに録音されている実演の送信可能化についても利用促進に資するため集中管理体制を拡充しています。
CPRAは、状況の変化に対応し、適切な対価を徴収すべく努めています。

《徴収額の推移》

※事業報告に基づき作成したため、その年度に入金された額となります。したがって、その年度分として利用者から徴収された額とは異なります。

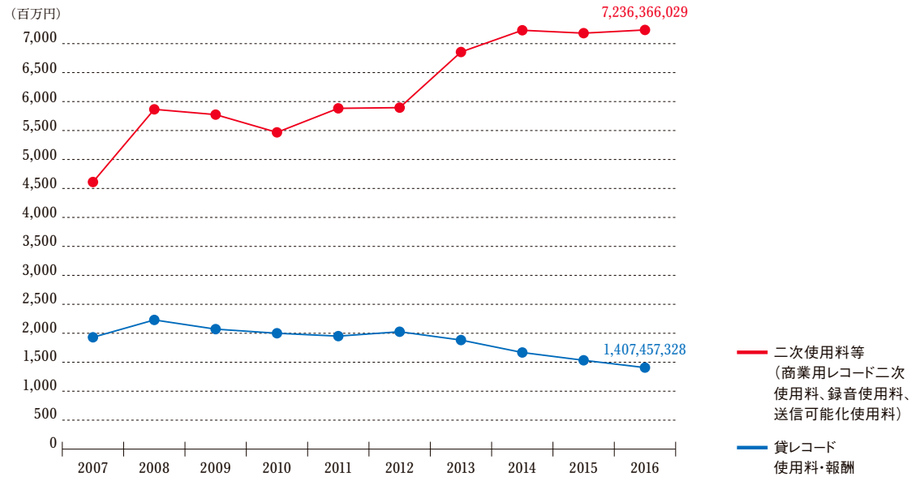

2016年度を振り返って

2016年度徴収総額は、前年度比96.6%と小幅な減収となりました。徴収総額の83.5%を占める商業用レコードの二次使用料、録音使用料及び送信可能化使用料（以下、二次使用料等）の合計額は微増（前年度比100.8%）となり安定を維持しておりますが、次点の貸レコード使用料・報酬はCDレンタル市場の縮小に伴い、減収が続いております（91.8%）。その他、私的録音補償金の受領額は僅かなものとなっております。
なお、前出の送信可能化使用料は、徴収額（発生ベース）、契約件数ともに増加傾向にあります。放送番組の配信サービスに対応するべく、使用料規程の整備を進めています。
今後も、放送事業者等との協議の中で、商業用レコードの使用についてルールを定めつつ、金額の取り決めを行い、徴収を進める予定です。

《2016年度徴収額の内訳》 徴収総額：8,658,279,314円

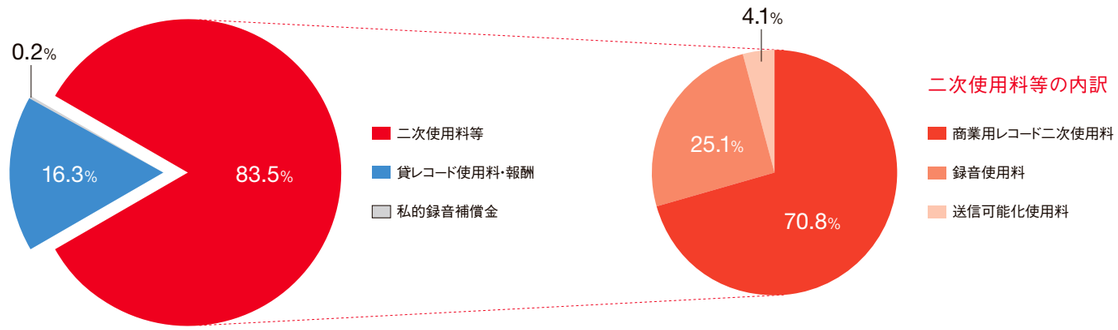

分配業務

商業用レコード二次使用料や貸レコード使用料・報酬は、利用後に利用した楽曲の報告を受け、それに基づき、使用料等を権利者に分配することになります。とはいえ利用楽曲の報告を受けてから、その権利者を調べたのでは、分配までに時間がかかってしまいます。そのため、CPRAでは音楽作品に関するデータベースと、権利委任団体を通じて登録された権利者に関するデータベースを構築しています。これらのデータベースと、利用者から報告を受けた使用楽曲を照合することで、分配対象となる権利者を特定しています。効率的な分配を推進することにより、管理手数料を段階的に下げ、権利者により多くの使用料等を分配できるよう努めています。

《分配業務の流れ》

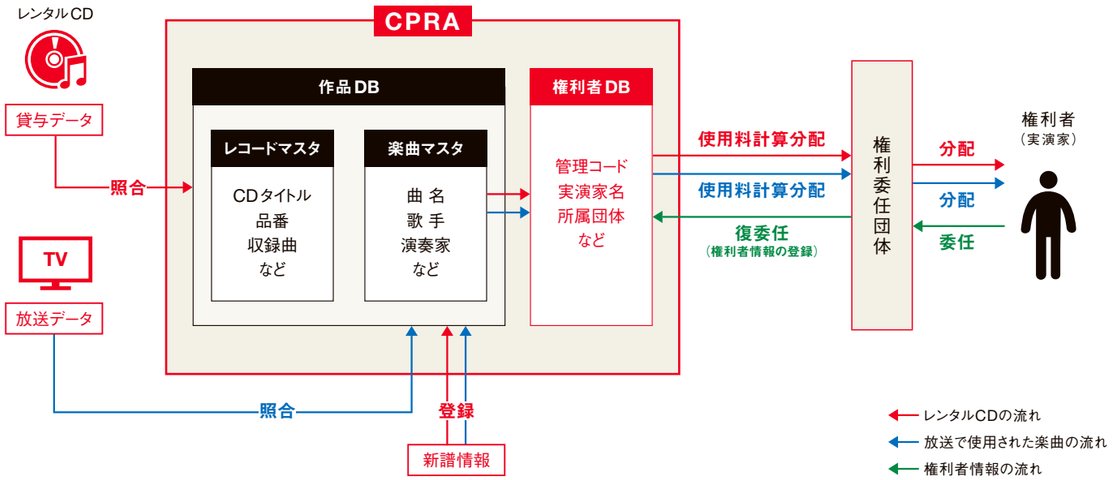

《委任者数の推移》

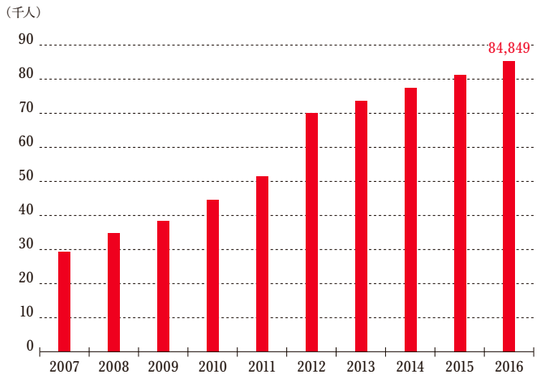

《商業用レコード二次使用料 分配対象楽曲数の推移（邦盤）》

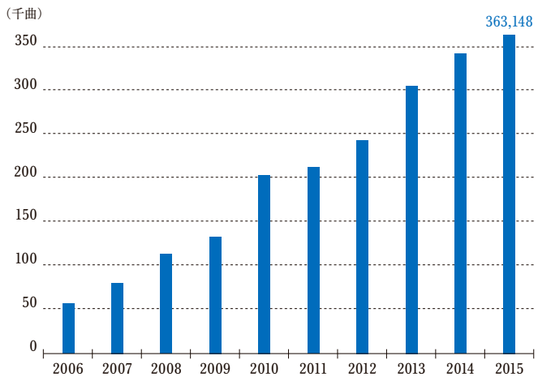

2016年度を振り返って

国内分配のうち、商業用レコード二次使用料、貸レコード使用料・報酬、録音使用料、送信可能化使用料について、例年同様管理委託契約約款及び分配規程に基づき、適正に分配を行いました（総額約75億1700万円）。私的録音補償金は、分配を保留していた2013年度と2014年度補償金及び今年度一般社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）から受領した2015年度補償金の分配を行いました（総額約4300万円）。

なお、一般社団法人私的録画補償金管理協会（SARVH）解散に伴い受領した清算金及び海外から受領した私的録画補償金を分配しました（総額約400万円）。

さらに分配業務のさらなる精度向上のため、委任管理・データセンターの拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めました。

海外業務

実演家の著作隣接権は、世界の国々が加盟する条約により、国際的な保護の枠組みが整備されています。この枠組みの中で、海外実演家の著作隣接権が日本国内で保護され、逆に日本の実演家の著作隣接権が海外で保護されることになります。そして、この仕組みを実務的に機能させるため、各国の実演家権利管理団体は双務協定を締結し、それぞれの国で徴収した使用料等のうち締約相手団体の委託権利者分を相互に送金し合っています。

CPRAは実演家権利団体の国際組織、SCAPR正会員として、海外の実演家権利管理団体と積極的に双務協定を結び、実演家の著作隣接権の国際的な保護に取り組んでいます。

協定締結国一覧　（2017年3月31日現在）

- ベルギー
- ブラジル
- カナダ
- キプロス
- デンマーク
- エストニア
- フィンランド
- フランス
- ドイツ
- ギリシャ
- アイルランド
- イタリア
- カザフスタン
- メキシコ
- オランダ
- ポーランド
- ポルトガル
- 韓国
- ロシア
- セルビア
- スロバキア
- スロベニア
- スペイン
- スウェーデン
- ウクライナ
- 英国
- 米国

2016年度を振り返って

2016年度は14団体から徴収を行い、28の団体と15社のエージェントに分配を行いました。エージェントに対する分配比率は海外分配総額の約21%にあたり、エージェントの数は今後も増加する見込みです。また、新たに1団体と双務協定を結びました。

法制広報業務

情報社会において実演の利用が多様化する中、状況に応じて、実演家の権利が適切に守られるよう、CPRAでは国内外の動向を常に調査研究し、様々な場で実演家・権利者を代表して意見表明をしています。また、実演家の権利が適切に守られるためには、多くの人々が実演の価値や権利保護について正しく理解し、更に支持する土壌を醸成することが必要です。そのため、CPRAではウェブサイトや発行物を通じて、積極的な広報活動を行っています。

2016年度を振り返って

CPRA20年史を発行

設立に至る経緯や状況を含め、CPRAの20数年の歩みをまとめた『CPRA20年―実演家著作隣接権センターの歩み』を発行しました。

『SANZUI』の発行

実演芸術の魅力・楽しさを広く一般に伝えるため、『SANZUI』を発行しました。なお、編集方針等を検討するため、2016年5月発行の第10号をもって一旦休刊することとなりました。

『CPRA news』の発行

CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため『CPRA news』を年4回発行しました。

著作権・著作隣接権を巡る課題の解決に向けた活動

関係省庁等の会合における議論に積極的に参加し情報収集するとともに、意見表明を行いました。

- 2016年9月5日「著作権行政を中央に置くことの重要性について（声明）」を発表（著作権関係団体6団体連名）
- 2017年2月13日 知的財産推進計画2017の策定に向けた意見を提出
- 2017年3月27日 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめに対する意見を提出　ほか

著作権・著作隣接権制度の普及啓発事業への協力

関係団体等の活動に協力し、講師の派遣や、国内外からの研修生の受け入れ等を行いました。

権利者4団体による運営

CPRAは公益社団法人に移行した2012年度より、一般社団法人日本音楽事業者協会（音事協）、一般社団法人日本音楽制作者連盟（音制連）、一般社団法人演奏家権利処理合同機構ＭＰＮ（MPN）及び一般社団法人映像実演権利者合同機構（PRE）の権利者4団体による権利者団体会議、並びに実演家著作隣接権センター委員会（運営委員会）を設置し、より一層独立性と権利者性の高い運営の維持に努めています。

運営委員会の様子

一般社団法人日本音楽事業者協会（音事協）

1963年に音楽プロダクションを営む事業者が音楽事業及び関連事業の向上並びに近代化を図る目的で設立。1980年、通商産業大臣から社団法人の設立許可を受けました（2012年4月、一般社団法人に移行）。音楽事業及び周辺事業に関する調査・研究、研修会・セミナー等の開催のほか、知的財産権の維持、管理及び保全等を行うとともに、内外関係機関等との交流等の諸事業、地球環境保全活動、災害救援活動等の社会貢献事業を積極的に行っています。

一般社団法人日本音楽制作者連盟（音制連）

1986年設立。1989年9月、文化庁長官から社団法人の設立許可を受けました（2010年12月、法人名を音楽制作者連盟から日本音楽制作者連盟に変更するとともに、一般社団法人に移行）。いわゆるJ-POP系アーティストが所属する音楽プロダクションで主に構成され、実演家及び音楽制作者の権利の擁護並びにプロダクションのビジネスモデル研究・支援、セミナー・研修会の開催、災害支援活動及び社会貢献活動等を積極的に行っています。

一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN（MPN）

1999年、音楽家関連の6団体（パブリック・イン・サード会、日本音楽家ユニオン、特定非営利活動法人レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエイション・オブ・ジャパン、一般社団法人日本作編曲家協会、一般社団法人日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ、公益社団法人日本演奏連盟）に加盟する音楽家が集まって「Music People's Nest」の名の下に設立した権利処理合同機構です。2012年6月には法人格を取得して、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPNとなりました。音楽家の著作隣接権等に関する権利行使をサポートするほか、実演家全体の権利拡充のため、様々な活動を行っています。

一般社団法人映像実演権利者合同機構（PRE）

映像実演に関係する実演家団体・事業者団体により2001年設立。2005年に有限責任中間法人の法人格を取得し、2009年には一般社団法人へ移行しました。実演家の権利の保護と発展向上、及び適正な権利処理の遂行を目的とし、実演家・事務所・権利継承者から委任を受けて放送番組二次使用料等の徴収や分配を行っているほか、実演家の権利や映像実演の利用と流通に関する普及・啓蒙のため『季刊ＰＲＥ』の発行、セミナー・シンポジウムの開催など、様々な事業を実施しています。

実演芸術振興事業

Promotion of Performing Arts and Culture

芸能の力を社会の力とするために

演劇・音楽・舞踊・演芸など実演芸術の魅力や価値を、より多くの人々に知っていただけるように、そして実演芸術における創造と継承・発展のサイクルを豊かに循環させていくために、芸団協では実演芸術振興委員会のもと、様々な事業を展開しています。

また、実演芸術の振興に関わる調査研究から、政府や東京都、新宿区その他の公的機関への政策提言や情報発信を行い、ともに連携して実演芸術が幅広く享受される仕組みづくりのために働きかけています。

法人創立40周年事業として、新宿区の旧校舎を借り受けて2005年に始動した「芸能花伝舎」は、いまや年間15万人の人々が訪れる施設です。実演芸術創造のための稽古場、そして芸能の鑑賞・体験の機会を提供する場として幅広く活用されている実績が高く評価されています。2015年の大規模な改修工事を経て、地域に根付いた芸能文化の拠点、創造活動を支える場としてさらなる発展を目指します。

Believing in the Power of Performing Arts to Empower Society

Geidankyo provides a wide variety of activities to promote the performing arts and culture. Its projects aim to create more and more opportunities for people to enjoy theater, music, dance, Engei-vaudeville and other performing arts, and to create a virtuous cycle of creation, succession and development for all of the performing arts.

Its activities range from research related to performing arts promotion to proposals presented to the governments of both national and local authorities such as Tokyo and Shinjuku Ward so that people can enjoy a wide range of opportunities in a variety of performing arts.

In 2005, as a 40th anniversary commemorative activity, Geidankyo borrowed a closed elementary school from Shinjuku Ward and named it Geino-Kadensha. In the past decade, 150,000 people per year have used the facility. Shinjuku Ward, approving its functions as facility used for a wide range of activities, both as a venue for rehearsals and training in the performing arts a space providing opportunities for people to enjoy and appreciate those arts. With extensive renovations of the facility in 2015, Geidankyo is working towards the further development of Geino-Kadensha as a center for the arts and culture rooted in the local community and as a venue supporting creative activities.

実演芸術の魅力を届ける

文化と観光――東京オリンピック・パラリンピック文化プログラム

沖縄、東京、新潟の3地域で、神社・仏閣・能楽堂を活用した伝統芸能公演を開催。身近な和の空間で、地域の人々や旅行客が気軽に伝統芸能を楽しめる機会を提供しました。 ＊東京2020公認文化オリンピアード

訪日外国人を対象とした体験型プログラムの開発を進め、三味線・小鼓の体験とプロとの合奏、鑑賞を含む歌舞伎音楽体験を実施しました。

文化庁 戦略的芸術文化創造推進事業

地域の活性化に芸能を活かす

東日本大震災以降、文化協定を締結し事業協力を行っている松島町（宮城県）で音楽祭と民謡祭、宮古市（岩手県）で演芸公演とワークショップを企画制作しました。

松島町・宮古市事業

福島県、熊本県、鳥取県の地震被災地域で全36回、若手落語家などによる公演を実施しました。

文化庁 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業

多様な芸能を気軽に体験できるプログラム

花伝舎の開館以来、毎年5月5日に親子で多彩な芸能の体験・鑑賞ができる「芸術体験ひろば」（芸能花伝舎、新宿区主催）を開催。会員団体等の協力のもと、計33本のプログラムを実施し、延べ約5,000名が来場しました。
そのほか、新宿区の委託により、子ども、大人それぞれを対象に音楽・舞踊・伝統芸能など年間14の多様な芸能の体験の場を提供しました。

三味線、日本舞踊、狂言など伝統芸能のワークショップや鑑賞の場を提供する「こども芸能体験ひろば」を芸能花伝舎と東村山市立中央公民館で実施し、合わせて約1,000名が伝統芸能に親しみました。 東京都ほか主催

次代を育てる

伝統芸能の心を子どもたちに

数ヶ月にわたり日本の伝統芸能を本格的にお稽古し、ひのき舞台で発表する「キッズ伝統芸能体験」を実施。会員団体等の協力のもと、能楽（謡・仕舞／狂言）、長唄（三味線／囃子）、三曲（箏曲／尺八）、日本舞踊の4分野に約300名の子どもたちが参加しました。また、江東区と立川市で夏休みに短期間の体験プログラムを実施しました。
東京都、アーツカウンシル東京（東京都歴史文化財団）、芸団協共同主催　＊東京2020公認文化オリンピアード

学校で実演芸術にふれる機会を

東京都内の小中学校、特別支援学校の計29校に実演家を派遣し、能楽、落語、三味線、箏、日本舞踊など伝統芸能を体験・鑑賞する事業を行いました。 アーツカウンシル東京（東京都歴史文化財団）事業

新宿区内の小中学校の計31校に実演家を派遣し、日本舞踊、狂言、落語、和妻など伝統芸能を体験・鑑賞する事業を行いました。 新宿区事業

実演芸術アーツマネジメント人材の育成

実演芸術に関わる様々な分野の人材交流を主眼に、制作、舞台技術など公募・選考を経た6名を他の芸術団体・文化施設とマッチングを行い、実務研修（1～5ヵ月）を実施。また、芸術団体と劇場等との相互のネットワーク構築を目指し、フォーラムおよび国際シンポジウムを開催しました。
文化庁 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業

沖縄県の文化芸術活動を運営面から支える人材育成のために、沖縄県内で計16回の講座を行いました。また、現場を通した知識やスキルの習得を目指し、公募・選考を経た2名の研修生を県外の文化施設・芸術団体へ派遣（3～5ヵ月）しました。 沖縄県事業

情報発信

「新宿フィールドミュージアム」

新宿区内の85の文化芸術団体から構成される「新宿フィールドミュージアム協議会」を運営し、「文化月間」（10～11月）に区内で開催される約170件のイベント情報を集約したガイドブックを発行。参加団体と連携のもとオープニングイベント、ヴィレッジ・サミットを実施し、文化芸術の魅力で新宿の街をアピールしました。 新宿区事業

『季刊花伝舎』

実演芸術の振興に向けた芸団協の様々な取り組みについて、紹介しました。

芸能花伝舎の運営

芸能花伝舎にある11の創造スペースは、稽古、ワークショップ、研修、会議、撮影、イベント等、芸能文化に関わる創造的活動の場として多くの皆様にご利用いただいています。開館から10年目となる2014年度に大規模な改修工事を行い、ウッドデッキやギャラリースペースが新設され、活用の幅が広がりました。

運営協力団体

芸能花伝舎には、芸団協のほかに15の多彩な芸術団体が事務所等を構えており、芸能花伝舎の運営をサポートしています。団体間の協力や協働などにより、実演芸術の振興に向けた新たな取り組みが活発に行われています。

《2016年度利用実績》

創造スペース利用率	
体育館	91.9%
稽古場・C棟（2室）	86.0%
稽古場（5室）	85.8%
会議室（3室）	69.6%
平　均	82.0%
利用申込み件数	1,108件
利用人数（延べ）	170,444名

撮影利用件数	
TV	41件
映画	2件
CM・広告	19件
DVD・VIDEO	10件
新聞・雑誌・写真集	31件
その他	4件
計	107件

東日本大震災の被災地に芸能を届ける

岩手・宮城・福島の被災3県における復興支援活動として、音楽・芸能を届け、交流する機会の提供を継続しました。小学校や復興住宅など合計13ヶ所でコンサートやダンス、奇術の公演、ワークショップなどを実施。2011年度より設置している「震災復興に文化芸術を基金」には、2016年度は総額530,000円が寄せられ、本事業に活用しました。

調査研究・政策提言

Research and Advocacy

実演家がその技能、能力を十分に発揮し、安心して安全に活動を続けていくことができるよう、芸団協では諸問題の現状把握と解決に向けて様々な調査研究を行っています。また、実演家の権利を拡充し、実演家を取り巻く環境を改善していくために、関係団体と連携して政策提言を行うとともに、積極的な広報活動を行っています。

Geidankyo implements research on grasping the current situation and solving various issues in the field of performing arts. Also, to enhance the performers' rights and to improve the environment of performers, it advocates cultural policy in collaboration with relevant organizations and carries out positive public relations activities.

実演芸術を取り巻く環境を整えていくために

文化庁の京都移転の方針への対応

「文化庁移転協議会」が8月末に公表した「文化庁の移転の概要について」に対し、移転により政策調整機能が低下するおそれがあることなどへの懸念を示す声明を、CPRA(著作権関係団体6団体連名。2016年9月5日)、芸団協(2016年9月7日)それぞれ発表しました。文化審議会の書面ヒアリングの要請に応じて、国の文化政策には創造基盤の強化、情報発信基盤と調査機能強化、支援事業の再構築が必要であることを挙げ、文化省の創設を通じて文化政策の強化の必要性を意見として表明しました(2016年10月18日)。

文化芸術振興基本法の見直しへの対応

文化芸術振興議員連盟の「文化芸術振興基本法見直し勉強会」の開催に協力し、あわせて芸団協役員・委員との勉強会を重ね、改正への要望を提出、対応について検討しました。

劇場・ホール問題への対応

都内で各ジャンルの拠点として利用されてきた劇場・ホールの閉館が相次いでいる問題に対し、東京都などと意見交換を進め、問題解決の模索を続けました。また、劇場、映画館をはじめ様々な文化拠点が集積する日比谷・銀座・築地のエリアの魅力を国内外にアピールし、観光戦略と結びつける「東京アート＆ライブシティ」構想をまとめました。

権利問題研究プロジェクトチームでの検討

クリエイターへの対価還元、柔軟な権利制限規定及び拡大集中許諾制度等、実演家の権利に関する重要な課題について検討しました。

著作権制度等改善に向けた議論への参加

関係省庁の審議会、検討会や関係団体の会議に委員を派遣し、実演家を代表して、著作権制度等の改善や再構築に向けた議論に積極的に参加しました。

実演家の地域ネットワーク形成

海外で開催される集中管理に関するセミナーやワークショップにCPRAから講師を派遣するとともに、海外からの研修を受け入れ、アジアを中心とした政府関係者・実演家団体代表等との意見・情報交換を行い、ネットワーク形成に努めました。

実演家、舞台・劇場スタッフの就労環境改善に関する調査研究

舞台技術者および劇場等で制作スタッフ等として働く者の就労環境の実状、意向を把握するため、アンケート調査、ヒアリング等を行い、報告書を発行しました。

文化庁 戦略的芸術文化創造推進事業

劇場等演出空間運用基準協議会運営協力

劇場等演出空間運用基準協議会(構成15団体)の運営に協力し、安全ガイドラインの改訂および舞台技術の共通基盤形成のための教材の普及を行いました。

文化芸術を政策の基盤に

文化省の創設に向けて

文化芸術推進フォーラム(構成17団体)を通じて超党派文化芸術振興議員連盟に問題提起を行い、「五輪の年には文化省」キャンペーンを展開し、文化省の創設および文化予算の拡充、文化政策を国の基本政策とするよう働きかけを継続しました。

豊かな創造サイクルの循環のために

Culture First(構成85団体)の運営にも協力しつつ、私的録音録画と対価還元に関する新たな制度について、制度構築に向けた議論を進めました。

文化芸術推進フォーラム主催／文化芸術振興議員連盟協力
「『五輪の年には文化省』宣言と公演～文化芸術の力をすべての人々に～」
(2016年11月12日 会場：新国立劇場中劇場)

組織・運営

Organization and Management

定款(抜粋)

第3条［目 的］　この法人は、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実により心豊かな社会をつくるため、実演芸術活動の推進と実演の円滑な利用を促進するとともに、実演家の地位の向上と実演に係る著作隣接権者の権利の擁護を図り、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

第4条［事 業］　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 実演家の著作隣接権の処理に関する業務
(2) 実演家に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決め、徴収及び分配
(3) 実演家に係る商業用レコードの貸与の許諾に係る使用料及び貸与に係る報酬に関する権利行使の受任、額の取り決め、徴収及び分配
(4) 私的録音録画に係る指定管理団体が行う実演家に係る私的録音録画補償金の分配に関する業務
(5) 実演芸術の担い手に関する技能、技術向上のための事業
(6) 実演芸術の伝承、創造、公演、普及を促進し、その価値を向上し発展するための事業
(7) 事業実施に必要な施設の設置・運営
(8) 実演芸術及び実演に係る著作隣接権に関する内外諸問題の総合的調査と研究及び提言
(9) その他目的の達成のために必要な事業

ARTICLES OF INCORPORATION (Abstract)

[Objectives] Article 3 The objectives of this juridical entity shall be to promote the performing arts activities and to facilitate the smooth exploitation of performances, to help enhance the social status of performing artists, and to protect performers' neighboring rights holders and thereby to create a spiritually enriched society and to contribute to the development of the Japanese culture.

[Activities] Article 4 This juridical entity shall, in order to achieve the objectives stated in the foregoing article, engage in the following activities:

(1) Activities regarding the administration of performers' neighboring rights;
(2) Acceptance of authorization to exercise rights regarding, and agreeing on total sums, collection and distribution of fees for the secondary use of commercial phonograms pertaining to performers;
(3) Acceptance of authorization to exercise rights regarding, and agreeing on sums, collection and distribution of fees pertaining to the licensing of rental and remunerations pertaining to such rental of commercial phonograms pertaining to performers;
(4) Activities regarding the distribution of remunerations for private audio and audiovisual recording pertaining to performers, carried out by the designated administering organizations pertaining to private audio and audiovisual recording;
(5) Activities intended to improve the skills and techniques of those who represent the future of the performing arts;
(6) Activities intended to promote the inheritance, creation, public performance and dissemination of performing arts and for improving related value
(7) Establishment and operation of facilities needed for the implementation of related activities
(8) Comprehensive surveys and research on both domestic and international issues regarding performing artists; and,
(9) Other activities necessary for the achievement of the objectives.

◎2016年度会計

《経常収益》　(単位：円)

科　目	金　額
特定資産運用益	2,431
受取入会金・会費	9,880,000
事業収益	
著作隣接権事業収益	8,666,643,546
実演芸術振興事業収益	372,387,427
受取助成金	0
受取寄付金	1,948,000
雑収益	4,072,311
合　計	9,054,933,715

《経常費用》　(単位：円)

科　目	金　額
事業費	9,032,303,272
管理費	113,329,055
合　計	9,145,632,327

《当期経常増減額》　(単位：円)

△ 90,698,612

◎役員一覧（2017年3月31日現在）

会長　野村 萬
常務理事　安部次郎（CPRA総務財務担当）
上野 博（CPRA徴収事業担当/法制担当）
太田耕二（実演芸術振興総務財務担当）
椎名和夫（CPRA分配事業担当）
田澤祐一（実演芸術振興事業担当）
福島明夫（実演芸術振興法制担当）
松武秀樹（広報担当）
理事　小野伸一
尾上墨雪
小山久美
桂 文枝
川瀬順輔
菊地哲榮
栗田秀一
崎元 譲
直居隆雄
花輪洋治
丸山ひでみ
山﨑 譲
吉井實行

監事　金山茂人
龍村 全
参与　大和 滋

実演家著作隣接権センター権利者団体会議
議長　堀 義貴（一般社団法人日本音楽事業者協会会長）
委員　門池三則（一般社団法人日本音楽制作者連盟理事長）
椎名和夫（一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN理事長）
小野伸一（一般社団法人映像実演権利者合同機構代表理事）

実演家著作隣接権センター委員会（運営委員会）
委員長　崎元 譲
副委員長　上野 博（二次使用料担当）
中井秀範（法制担当）

委員　安部次郎（海外徴収・分配担当/総務担当）
金井文幸（貸レコード使用料担当）
木谷真規
椎名和夫（音楽関連分配担当／データセンター推進担当）
田島 敏
千頭啓紀
堀 日出記
松武秀樹（広報担当）
丸山ひでみ
渡辺ミキ

実演芸術振興委員会
委員長　尾上墨雪
副委員長　川瀬順輔
委員　小山久美
加藤明彦
高瀬将嗣
花輪洋治
丸山ひでみ
吉井實行

◎正会員団体・賛助会員団体（2017年3月31日現在）

【演劇部門】
一般社団法人全国専門人形劇団協議会
名古屋放送芸能家協議会
一般社団法人日本映画俳優協会
一般社団法人日本演出者協会
一般社団法人日本喜劇人協会
一般社団法人
日本芸能マネージメント事業者協会
公益社団法人日本劇団協議会
日本児童・青少年演劇劇団協同組合
日本新劇製作者協会
日本新劇俳優協会
日本人形劇人協会
公益社団法人日本俳優協会
協同組合日本俳優連合
一般社団法人
日本モデルエージェンシー協会
一般社団法人
人形浄瑠璃文楽座むつみ会
公益社団法人 能楽協会

【邦楽部門】
大阪三曲協会
一般社団法人関西常磐津協会
一般社団法人義太夫協会
清元協会
一般財団法人古曲会
新内協会
特定非営利活動法人筑前琵琶連合会
公益社団法人当道音楽会
常磐津協会
一般社団法人長唄協会
名古屋邦楽協会
公益社団法人日本小唄連盟
公益社団法人日本三曲協会
日本琵琶楽協会

【洋楽・現代音楽部門】
一般社団法人日本音楽制作者連盟
公益社団法人日本演奏連盟
公益社団法人日本オーケストラ連盟
日本音楽家ユニオン
一般社団法人日本歌手協会
一般社団法人日本作編曲家協会
一般社団法人
日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ
特定非営利活動法人
日本青少年音楽芸能協会
日本ミキサー協会
パブリック・イン・サード会
特定非営利活動法人
レコーディング・ミュージシャンズ・
アソシエイション・オブ・ジャパン

【舞踊部門】
一般社団法人現代舞踊協会
一般社団法人全日本児童舞踊協会
一般社団法人日本ジャズダンス芸術協会
公益社団法人日本バレエ協会
一般社団法人日本バレエ団連盟
公益社団法人日本舞踊協会
一般社団法人日本フラメンコ協会

【演芸部門】
公益社団法人上方落語協会
関西演芸協会
一般社団法人関西芸能親和会
講談協会
太神楽曲芸協会
一般社団法人東京演芸協会
公益社団法人日本奇術協会
日本司会芸能協会
一般社団法人日本浪曲協会
ボーイズバラエティ協会
一般社団法人漫才協会
一般社団法人落語協会
公益社団法人落語芸術協会
公益社団法人浪曲親友協会

【その他の部門】
沖縄芸能実演家の会
一般社団法人沖縄県芸能関連協議会
公益社団法人日本照明家協会
一般社団法人日本舞台音響家協会
日本舞台監督協会
日本民俗芸能協会
（計68団体）

【賛助会員】
愛知県舞台運営事業協同組合
一般社団法人
映像実演権利者合同機構
一般社団法人
演奏家権利処理合同機構MPN
東京芸能人国民健康保険組合
一般社団法人日本音楽事業者協会
日本舞台音響事業協同組合
（計6団体）

◎2016年度寄附者（敬称略）

【団体】
株式会社共栄会保険代行
安与商事株式会社 京懐石 柿傳
株式会社サンフォニックス
Jump Start株式会社
一般社団法人全日本児童舞踊協会
株式会社二期会21
一般社団法人日本コミュニティ放送協会
株式会社フリックスタジオ
特定非営利活動法人
舞台芸術制作者オープンネットワーク
株式会社ミュージックエアポート
一般社団法人米山文明 呼吸と発声研究会

【個人】
阿部雅士　氏家克典
新井浩介　大井正文
安藤和宏　太田耕二
伊東達郎　大塚みずえ
稲舟妙寿　大野幸則
今村草玉　岡田澄子
葛西哲治　長 由起子
菊田正行　冨田政晴
国吉良一　永井美由紀
小池幸子　中西利彦
小池裕子　新野 聡
五藤 真　藤村 浩
小林淳一　松宮幹彦
齋藤譲一　丸山ひでみ
佐藤法子　三木奈央子
椎名和夫　宮川祐文
鈴木由美子　安江美加
セキリイ陽子　箭内広光
髙木長道　矢部亮子
嶽本あゆ美　和田松夫
千葉和美　ほか非公開95名

「震災復興に文化芸術を基金」へのご寄附
【団体】
株式会社エス・シー・アライアンス

【個人】
小田朋子

◎2016年度サポート会員（敬称略）

【団体】
特定非営利活動法人ACT.JT
一般社団法人コンサートプロモーターズ協会
公益財団法人新国立劇場運営財団
びあ株式会社
学校法人東成学園・昭和音楽大学
株式会社TBSテレビ
株式会社俳優座劇場
富士ゼロックス株式会社
一般社団法人タンダバハダンスカンパニィ
Vocal Arts Service Center
表現教育花伝舎倶楽部
宮越塾

【個人】
太田耕二　千葉和美
岡田澄子　中坪 眞
小泉直樹　芳地博光
崎元 譲　丸山ひでみ
三遊亭小遊三　溝上裕夫
白津守康　安江美加
鈴木公夫　横山啓子

オペラシティ事務所／実演家著作隣接権センター（CPRA）
徴収業務部・分配業務部・システム技術部・総務部・企画部・経理部
著作隣接権総合研究所
Rights Management Department, Distribution Department, System & Technical Support Department, General Affairs Department, Planning Department, Accounting Department, Neighbouring Rights Research Institute

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階
Tel: 03-5353-6600　Fax: 03-5353-6614

11F Tokyo Opera City Tower,
3-20-2 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-1466
Phone: +81-3-5353-6600　Fax: +81-3-5353-6614

芸能花伝舎事務所　実演芸術振興部
Performing Arts Promotion Department

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎
Tel: 03-5909-3060　Fax: 03-5909-3061
創造スペース受付　Tel: 03-5909-3066

Geino-Kadensha, 6-12-30, Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 160-8374
Phone: +81-3-5909-3060　Fax: +81-3-5909-3061

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会　www.geidankyo.or.jp

【写真】提供：公益社団法人能楽協会（表紙 右から4列 上から1段目）　松竹株式会社（表紙 右から3列 下から3段目）
公益財団法人東京二期会（p.09 中段右）
撮影：鹿摩隆司（表紙 右から1列 上から1段目／裏表紙 左から2列 上から1段目、左から2列 下から2段目）